

第46回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年4月23日(金) 午後1時20分から午後3時20分

開催場所 姫路市役所 10階 第三会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席	○	
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田藤仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	出席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏幸	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席	○	会長職務代理者
18	大塚正稔	欠席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 2名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について
議案第7号 令和3年度農業者年金加入推進活動計画の策定について
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号 合意による解約等の通知について
報告第5号 転用許可（一時転用）に係る事業の完了について
報告第6号 県許可案件の許可状況について
報告第7号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和3年4月24日 午後1時20分)

議 長 それでは只今から、第46回総会を開催致します。

【 議 長 挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、大塚正稔委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を青田委員と福永委員をお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号（（P1））を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

説明に入ります前に資料の削除をお願いいたします。番号4の案件でございますが、申請者より、一旦、取下願の意向が示されましたので、削除をお願いいたします。

農地確認及び非農地確認について、この度は、非農地確認申請が6件提出されております。

1番と2番が市街化区域の案件、3番から6番が調整区域の案件となっております。

1番です。

東山の畑13㎡につきまして、飾東町庄の[]より、「平成7年以前より、井戸として利用している」との申請です。

現況は「井戸」となっております。

2番です。

山畑新田の畑3筆計382㎡につきまして、八代本町二丁目の[]より、「平成10年以前より、山林となっている」との申請です。

現況は「山林」となっております。

3番です。

林田町中山下の田162㎡につきまして、神戸市の[]より、「平成6年以前より、住宅及び倉庫敷地として利用している」との申請です。

現況は、「住宅及び倉庫敷地」となっております。

5番です。

香寺町須加院の畑234㎡につきまして、香寺町須加院の[]より、「平成11年以前より、原野となっている」との申請です。

現況は、「原野」となっております。

6番です。

香寺町広瀬の田308㎡につきまして、香寺町広瀬の[]より、「平成13年以前より、空地となっている」との申請です。

現況は、「空地」となっております。

以上、非農地確認申請5件につきまして、いずれの案件も、各担当委員より「適当である」との意見をいただいております。各地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりません。

どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

岡本委員

現況が「空地」とは、どのような状態でしょうか。

田中委員

現況を確認した私から申しますと、住宅地の傍にあって、土を入れて固まった状態で、田には戻すことはできない、畑でもなく、家を建てるために造成をしたがそのまま放置されていたというような状態で、宅地あるいは雑種地という表現が良かったのかもしれませんが、空地で農作物は作れないという状況でした。

議長

他にご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、議案第1号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認と致します。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、です。

1番～21番は今月申請されたもので、22番は先月保留としたものです。22番は後で審議することにして、まずは今月申請された1番～21番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕
議案第2号（P2～P5、1番～21番）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、21件の申請が提出されております。

1番から10番が現在耕作面積0㎡の方の案件、11番以降が既に下限面積を超えている方の案件となっております。3番と4番が都市計画区域外の案件、11番と12番が市街化区域の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。いずれの案件も譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、5番6番が約8km、7番8番が約1.2km、9番10番が約1km～3.4km、12番が1.6km、14番が200m、15番から17番が約7km、18番が約2km、21番が約700m、22番が約3kmであり、その外はいずれも居住集落内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番2番です。

勝原区丁の[]が、勝原区下太田の田2筆計2,329㎡につきまして、勝原区下太田の[]より「購入したい」との所有権移転の申請と、勝原区丁の田753㎡につきましては、勝原区丁の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,082㎡になる予定です。作付作物は、「水稲」となっております。

中南部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

3番4番です。

安富町狭戸の[]が、芦屋市の[]より、安富町狭戸の畑605㎡につきましては、「購入したい」との所有権移転の申請と、安富町狭戸の畑5筆計2,576㎡につきましては、「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える3,181㎡になる予定です。作付作物は、「野菜・果樹」となっております。

北西部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

5番6番です。

豊富町神谷の田5筆計3,207㎡につきまして、船津町の[]が、豊富町神谷の[]より「借り受けたい」との使用貸借権

設定の申請です。この件許可されますと、の耕作面積は3, 207㎡になる予定です。作付作物は、「野菜、水稲」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

7番8番です。

香寺町岩部の田2筆計3, 068㎡につきまして、香寺町中仁野のが、香寺町広瀬のより「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、の耕作面積は3, 068㎡になる予定です。作付作物は、「水稲」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

9番10番です。

香寺町香呂と香寺町恒屋の田5筆計3, 363㎡につきまして、香寺町香呂のが、香寺町香呂のより「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、の耕作面積は3, 363㎡になる予定です。作付作物は、「野菜、水稲」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

11番です。

岡田の田442㎡につきまして、岡田のが、岡田のより、「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、の耕作面積は、2, 028㎡になる予定です。作付作物は、「水稲」となっております。

12番です。

奥山の田1, 014㎡につきまして東山のが、奥山のより、「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、の耕作面積は、5, 366㎡になる予定です。作付作物は、「ブルーベリー、イチジク」となっております。

13番です。

打越の田2, 313㎡につきまして、打越のが、打越のより「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、の耕作面積は7, 197㎡になる予定です。作付作物は、「水稲」となっております。

14番です。

太市中の田2筆計781㎡につきまして、西脇のが、太市中のより「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、の耕作面積は5, 764㎡になる予定です。作付作物は、「野菜」となっております。

15番から17番です。

林田町中山下の田畑10筆計14, 794㎡につきまして、林田町下伊勢のが、林田町中山下のより「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、の耕作面積は42, 416㎡になる予定です。作付作物は、「水稲・野菜」となっております。

18番です。

花田町加納原田の田2筆計290㎡につきまして、御国野町深志野の[]が、御国野町深志野の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、6,408㎡になる予定です。作付作物は、「水稲」となっております。

19番です。

御国野町深志野の田2筆計1,725㎡につきまして、御国野町深志野の[]が、飾東町唐端新の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、4,727㎡になる予定です。作付作物は、「柑橘類」となっております。

20番です。

山田町多田の田4筆計4,193㎡につきまして、山田町多田の[]が、山田町多田の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、16,430㎡になる予定です。作付作物は、「水稲」となっております。

21番です。

飾東町八重畑の田2筆計322㎡につきまして、飾東町北野の[]が、田寺東三丁目の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、9,397㎡になる予定です。作付作物は、「野菜」となっております。

以上、各地区農政協議会におきまして、1番から10番が「新規農家に該当するため事情聴取が必要」との意見の外は、特に問題点は出ておりません。

農地法第3条の規定による許可申請21件46筆につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問または補足説明等はございませんか。

各委員

……

議長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第2号の1番から21番について、1番から10番の5名は事情聴取、その他は許可とすることによろしいでしょうか。姫路市農業委員会会議規則により採決を取りたいと思います。賛同される方は挙手願います。

各委員

全員挙手

議長

全員の挙手を得ましたので、議案第2号の1番から10番は事情聴取、その他は許可と致します。

議長

それでは、先月保留とした22番についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号（P5、22番）を説明する。

先月の総会において、[]

こととしてお
りました案件です。

すでに下限面積を超えている方の案件で、申請地は調整区域内であり
は農振農用地に含まれております。

林田町下構の田3筆計1, 591㎡につきまして、たつの市の
が、林田町下構のより「購入したい」との所有権移転の申請
です。この件認められますと、の耕作面積は6, 884㎡にな
る予定です。申請地は譲渡人の「自作地」で、譲受人は「個人」です。「作
付作物」は「果樹」となっております。「通作距離」は約3km、「周辺の農
地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、「周辺の農業
と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

申請地は、申請書ではいずれも現況は「畑」と記載されていますが、事務
局において現況を確認したところ「の事務所・倉庫の敷地、露天駐
車場及び進入路、一部畑」であることを確認いたしました。農地法第4条第
1項の規定に基づく転用の許可も行われておらず、複数回に渡り口頭で無断
転用を是正し農地に復元するよう指導の上、土地所有者宛に3月19日付け
書面にて是正指示を行いました。是正期限の4月20日を過ぎた21日時
点で現況は「の事務所・倉庫の敷地、露天駐車場及び進入路、一部
畑」のままとなっております。4月21日時点の現況写真を回覧いたします。
なお、書面による是正指導に対する土地所有者などからの問い合わせ等は、
ありませんでした。

北西部地区農政協議会におきましては、『申請地は、4月21日時点で現
況が「の事務所・倉庫の敷地、露天駐車場及び進入路、一部畑」で
あり、その全部において農地に復元され耕作する見込みもないことから、譲
受人が所有権を取得後において農地の「全てを効率的に利用して耕作又は養
畜の事業を行う」と認められないため、農地法第3条第2項第1号に該当す
るとして不許可相当である』との意見となっております。

以上、農地法第3条の規定による許可申請1件3筆につきまして、どうぞ
よろしくご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

先月からの経緯及び現況について、事務局から説明がありました。委員の
皆様には現地の状況について十分に確認していただけたと思います。

本件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

私も現地へ赴き現況を確認しましたが、には家が建っており、
その他の所には倉庫が建っている状況でした。また、申請地は農振農用地を
含んでいますので、なおさら農地の管理について厳重でなければならない所
であります。

それでは、議案第2号の22番について、不許可とすることに賛同いた
だける方は、挙手をお願いします。

各 委 員

全員挙手

議 長

全員の挙手を確認しましたので、議案第2号の22番は不許可と致しま
す。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務
局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P6)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は1件提出されております。

調整区域の林田町大堤の田2筆計200㎡につきまして、太子町の■■■■より、「貸露天駐車場にしたい」との確認の申請です。申請地の「農地区分」は、その他の農地の「第2種農地」に該当すると考えております。「代替地の有無」につきましては、「他に事業に適した代替地はない」となっております。「転用の妨げとなる権利を有する者」、「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、該当がありません。「事業内容」につきましては、6台分の露天駐車場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」、「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」には該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えます。現況は、「原野」となっており、そのことについて始末書が添付されております。

以上、北西部地区農政協議会におきまして、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

農地法第4条の規定による許可申請1件2筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

……。

議長

なければ、議案第3号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

全員挙手

議長

全員の挙手を確認したので、「農地法第4条の規定による許可申請」については承認とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号(P7)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は4件提出されております。

1番から3番が調整区域の案件、4番が都市計画区域外の案件となっております。「転用の妨げとなる権利を有する者」は、1番を除き、いずれも該当がありません。「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、いずれも該当がありません。「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」には、いずれも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められない

ことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。
それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

網干区興浜の畑1, 044㎡、田548㎡につきまして、網干区興浜の[]が、神奈川県川崎市の[]より「購入して、露天駐車場、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。現況は、「畑、休耕地」となっております。申請地の「農地区分」は、「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模1.0ha未満」の「第2種農地」に該当すると考えております。「代替地の有無」は、「他に事業に適した代替地はない」となっております。「転用を妨げとなる権利を有する者」につきましては、地役権者である[]の同意書が添付されております。「事業内容」につきましては、「一般車両6台分、運搬車両2台分の露天駐車場と、砂、碎石、足場板等を置く為の露天資材置場」として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」には、該当はありません。なお、この案件、転用面積が1, 000㎡を超えているため、本日、現地調査班による現地調査を行っていただきました。現地調査班の意見としましては、「許可相当」となっております。

2番です。

網干区宮内の田350㎡の内164.65㎡につきまして、広畑区正門通三丁目の[]が、網干区宮内の[]より「賃借権で借り受けて、農業倉庫、便所を建てたい」との転用の申請です。現況は、「宅地」となっており、このことについて経緯書が添付されています。申請地の「農地区分」は、「農振農用地区域の農業用施設用地」に指定されており、「法第5条第2項ただし書き」の規定により許可できるものとして申請されたものです。「事業内容」につきましては、「床面積計21.95㎡の農業倉庫2棟と床面積7.02㎡の便所」を建設する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築基準法第43条が許可済となっております。

3番です。

石倉の田323㎡につきまして、たつの市の[]が、石倉の[]より購入して「一般住宅を建築したい」との転用の申請です。現況は、既に「造成済み」であり、そのことについて始末書が添付されております。申請地の「農地区分」は、「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模1.0ha未満」の「第2種農地」に該当すると考えております。「代替地の有無」につきましては、「他に事業に適した代替地はない」となっております。「事業内容」につきましては、床面積121.32㎡の一般住宅1棟と2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」は「融資」、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、「建築許可手続中」となっております。

4番です。

夢前町山之内の畑2筆計1, 435㎡につきまして、安富町長野の[]が、川西市の[]より購入して「原木置場を設置したい」との転用の申請です。現況は既に「造成済み」であり、そのことについて始末書が添付されております。申請地の「農地区分」は、「その他の農地」の「第2種農地」に該当すると考えております。「代替地の有無」につきましては、「他に事業に適した代替地はない」となっております。「事業内容」につきましては、自己の業務に使用する「原木置場」を設置する計画

となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。なお、この案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますが、北西部地区農政協議会におきまして、「すでに転用済であらたな造成はなく、周辺農地への影響がないため、現地調査は不要」との意見となりましたので、現地調査は実施しておりません。

以上、中南部地区及び北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

農地法第5条の規定による許可申請4件6筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

1番について、現地調査班メンバーの青田委員から、現地調査の報告をお願いします。

青田委員

申請地は興浜となっておりますが、現地は浜田の北です。楯保川の下流で中川との間に挟まれた中洲の先の方に位置し、転用に際しては、畑の方は周辺農地への影響はなし、田については休耕状態ですが南側からの水路の跡が認められ、北側に外に田はないことからこちらも他への影響はないものと考えられます。譲受人の会社の隣接地で便利のいい土地で、代替地も他にないとのことで、第2種農地ではありますが転用やむなしと判断します。


議長

青田委員から報告がありました。その他の案件についても、ご意見、ご質問等ございませんか。

福永委員

2番について、農振農用地でありながら現況が宅地となっており経緯書が添付されているとあるが、どのような経緯があったのか。

事務局


なお、今年1月に農用地区域の用途区分変更がなされており、農業用施設用地に変更されています。

議長

その他、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

...

議長

それでは、議案第4号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については承認とします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号(P8～P19)を説明する。

〔農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

農用地利用集積計画は、農地の貸し借りを計画書として市農政総務課で取りまとめたものです。市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の決定が必要であり、委員会の決定を求めてきているものです。

この度の農用地利用集積計画は、新規の設定が「73件、117筆、152,052㎡」、再設定の設定が「94件、155筆、205,635㎡」、計「167件、272筆、357,687㎡」の計画となっております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とこととされておりまして、24番から26番が関係の案件、72番から77番が関係の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。

新規の使用貸借権の設定が「70件、111筆、143,044㎡」、再設定の貸借権の設定が「4件、4筆、4,205㎡」、再設定の使用貸借権の設定が「84件、133筆、171,468㎡」合計「158件、248筆、318,717㎡」の計画となっております。

27番の につきましては、現在耕作面積が0㎡となっておりますが、北西部地区農政協議会におきまして、「

すでに新規農家として事情聴取を行っていることから、あらためて事情聴取の必要はない」との意見となっております。

90番の加西市の と99番から103番の につきましては、北東部地区農政協議会におきまして、「新規農家に該当するため、事情聴取は必要」との意見となっております。

委員会で決定後、公告することにより、利用権が設定されることとなります。今回は定例の5月15日公告対象分です。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。以上、農用地利用集積計画の決定について、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

福永委員

99番から103番の は、

事情聴取はするべき、と思っている。

議 長

委員から補足説明がありました。ほかに、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第5号について、2

7番は現在耕作面積が0㎡ですが北西部地区農政協議会において「すでに新規農家として事情聴取を行っていることから、あらためて事情聴取の必要はない」との意見があることから事情聴取はしない、90番と99番から103番の2名については事情聴取、その他は承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

議長

〔関係の案件〕
それでは、ご退室をお願いします。

〔退室〕

事務局

それでは、24番から26番についてご説明いたします。
この度は、新規の使用貸借権の設定が「3件、6筆、9,008㎡」の計画となっております。
北西部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。
本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。
農用地利用集積計画の決定につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

〔入室〕

議長

の案件は承認となりましたので報告します。

議長

〔関係の案件〕
それでは、ご退室をお願いします。

〔退室〕

事務局

それでは、72番から77番についてご説明いたします。
この度は、再設定の使用貸借権の設定が「6件、18筆、29,962㎡」の計画となっております。
北西部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。
本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。
農用地利用集積計画の決定につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議 長 それでは、承認することによろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

【 入 室 】

議 長 〇〇〇〇の案件は承認となりましたので報告します。

次に、議案第6号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号（P20～P22）を説明する。

〔農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について〕

農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更のために、姫路市長から意見を求められているものでございます。

この構想の一部変更に関しまして、市農政総務課から担当者が説明のために同席していただいております。

改正理由は、「農地の集団化その他農地保有の合理化を図るため、利用権設定を受ける者の要件として、基準となる面積を定め農地法と同様の運用をしてきたが、担い手が大きく減少している状況から新規就農者の増加を促進するため、この要件を廃止するもの。」、改正点は、「その者の農業経営における当該利用権の設定を受けた後の経営面積が、農業委員会の定める農地移動適性化あっせん事業実施基準の基準面積をおおむね超えるものであること。」を削除することとなっております。

市農政総務課において利用権設定の際、これまでは経営面積3,000㎡が必要として運用されていたものを、撤廃し、少ない面積でも農地の貸し借りができるようにするためのもの、とのこと。令和2年11月16日付農林水産省からの通知文に記載があります「農用地利用集積計画による利用権の設定等については、農地法第3条第2項各号の規定の適用を受けないことから、下限面積を満たす必要はありません」に基づき見直されるもの、とのこと。

本日の意見を、姫路市長あて提出したいと考えております。

以上、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長 農政総務課の方から、補足説明はありますか。

農政総務課 今事務局から説明していただいたとおりですが、以前から野菜農家などを目指される方から3反は多い、2反ぐらいでいいのに、との相談があり正式な手続きに至らない、との例が年に数件ではあるがありました。この度国の農水省から正式に通知文がでましたので、これを期に新たに農家を始めやすくできるような体制にしていきたいと考えていますので、ご理解、ご了承をお願いしたいと思います。

議 長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

橋本委員 これからは下限面積3,000㎡がなくなる、ということでしょうか。

農政総務課

農地法で手続きをされる場合は、下限面積は引き続きあります。利用権設定は農業経営基盤強化促進法という農地法とは別の法律に基づき施行していますが、これまでは農地法の下限面積を準用する形で運用してきました。利用権を利用して農地を借りる場合について、この下限面積の制限を撤廃する、ということです。

農地を購入する、という場合は、利用権設定は貸し借りに限定していますので、農地法の手続きによることになります。

議長

利用権を利用する場合に農業に参入しやすくなる、ということですね。ほかに、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

……。

議長

それでは、変更依存なしでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、変更依存なしと致します。次に、議案第7号「令和3年度農業者年金加入推進活動計画の策定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号（P23～P24）を説明する。
〔令和3年度農業者年金加入推進活動計画の策定について〕

はじめに、農業者年金について簡単にご説明させていただきますと、農業者年金は農業に従事されている方のみが加入できるもので、国民年金に上乘せされる公的年金になります。農業者年金の加入条件3点につきましては、別紙資料をご確認ください。

農業委員会は、農業者年金基金から業務を委託され、農業者年金に関する諸手続きや加入推進を行っています。今回上程させていただいた議案は、この加入推進活動を実施するための計画であり、農業者年金基金および兵庫農業会議（ひょうご農林機構）から提示された素案に基づき作成したものでございます。

それでは、資料の主な内容を説明させていただきます。

まず、今年度の加入目標人数ですが、兵庫県農業会議（ひょうご農林機構）が定めた姫路市の割当が1名ですので、目標数に基づき1名とさせていただいております。

加入推進班につきましては、地区別に3つの班を編成し、加入推進部長の青田委員と事務局職員および対象者の地元の農業委員さんの3名体制で推進活動を行います。

加入推進強化月間としましては農閑期の11月および1～2月と設定しています。

加入対象として働きかけをする目標人数は、事務局で作製しております加入推進名簿に登載している46名のうち、20歳から39歳までの若手農業者15名とさせていただきます。

なお、今回の計画案は、主に若手農業者への加入推進を前提に作成したものです。農業者年金の加入対象者はあくまで60歳未満の農業者ですので、年齢にとらわれることなく、今後も機会あるごとに積極的に呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。加入推進計画案につきまして、ご審議をお願いいたします。

議 長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 ご意見、ご質問はないようですので、議案第7号について、承認とすること
とでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、議案第7号は承認致します。
次に報告事項に入ります。
報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第1号（P25）を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、3月にご
審議いただきました、新規農家の事情聴取を4月7日に実施していただき
ました。
当日は、1番は関係者3名、2番はご本人及びその母、3番及び4番5
番はご本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作
距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出され
ましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことをご報告いたしま
す。

議 長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、報告第1号について、確認することよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第2号（P26～P29）を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、3月5日から4月8日
の間に受け付けたもの、19件22筆につきまして、法定要件を満たして
おり、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたしま
す。

議 長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、報告第2号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P30～P39）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、3月5日から4月8日の間に受け付けたもの、56件77筆につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理言を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第3号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第4号（P40～P42）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、貸借契約の解約の通知が4件、使用貸借契約の解約の通知が16件、計20件の通知がございました。

利用権に該当するものは10件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは1件です。

貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知20件37筆につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第4号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号（P43）を説明する。
〔転用許可（一時転用）に係る事業の完了について〕

県知事の一時転用許可をうけて農地転用を行っていたものについて、転用事業の完了及び農地復元報告が1件ありましたので、ご報告いたします。

調整区域の香寺町溝口の田3筆計1,112㎡について、令和3年9月30日を期限とする一時転用許可を受けておりました、京都府福知山市の[]より完了報告がありました。

現況は、農地に復元されております。

なお、この案件、本日、現地調査班による現地調査を行っていただき、現況は、農地に復元されておりますことを確認しております。

以上、転用許可(一時転用)に係る事業の完了1件につきまして、どうぞよろしくご確認をお願いします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第5号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。

次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号(P44～P45)を説明する。

〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、1月及び2月の総会でご審議いただき、県へ送付しておりました案件の許可の状況です。

いずれの案件も許可日欄記載の日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。

以上、県許可案件の許可状況につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第6号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。

次に報告第7号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第7号(P46)を説明する。

〔農業経営改善計画(認定農業者)の認定について〕

報告第7号、農業経営改善計画の認定について、3月の会長決裁分です。

1番の水稲、麦類等を作付している豊富町神谷の[]と、2

番の花き、花木を栽培している安富町名坂の [] と、3番の工芸農作物・露地野菜を作付している香寺町矢田部の [] につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。

その結果としまして、 [] は2月4日付けで、 [] は2月7日付けで、 [] は3月23日付けで認定したと姫路市長より通知がありましたのでご報告いたします。

議 長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・

議 長

それでは、報告第7号について、確認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
本日の議案は以上です。
事務局、他に連絡事項等ありますか。

事 務 局

特にありません。

議 長

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後3時20分 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸 本 英 夫

(署名委員)

青 田 誠

(署名委員)

福 永 利 一
